

文書番号		墨福高食第		号
決定	担当	係長	課長	給付番号

収受	年	月	日
起案	年	月	日
決定	年	月	日
非公開	〔理由 個人情報〕		

下記の申請について、「高齢者配食みまもりサービス」の対象者の要件に該当(する・しない)ので、(決定・却下)する。

## 高齢者配食みまもりサービス利用申請書

墨田区長あて 裏面確認事項に同意の上、申請します。 年 月 日

申請者 (利用者)	住所	墨田区		
		フリガナ		
	氏名	(印)		
	生年月日	年	月	日
	自宅電話	携帯電話		
緊急 連絡先	住所			
		フリガナ		続柄
	氏名	(印)		
	生年月日	年	月	日
	自宅電話	携帯電話		
緊急 連絡先	住所			
		フリガナ		続柄
	氏名	(印)		
	生年月日	年	月	日
	自宅電話	携帯電話		
同居者	同居している人が、	氏名		続柄
	1 いる ご記入ください。			
	2 いない			
連絡	(区・事業者からの連絡先)	利用者本人		緊急連絡先
利用要件 等 確認事項  <input checked="" type="checkbox"/> 記入し てください。	(1)世帯構成：注意)高齢者でない方と常に同居されている方は利用できません。 ひとり暮らし          高齢者のみの世帯          日中等に独居状態となる世帯			
	(2)申請理由：炊事等が困難である心身の理由を具体的に記入してください。 注意)炊事の経験がない、高齢のため、調整食が作れないだけでは利用できません。			
	買い物・調理ができない理由・心身の状況等		同居者がいた場合、同居者が炊事を行えない理由	
	例 転倒、骨折により長時間の歩行が難しく、買い物及び調理ができない。		例 ・同居者も配食サービスを利用している。 ・同居者が寝たきりのため炊事が行えない。	
	【要介護認定状況】 要支援( 1・2 )          要介護( 1・2・3・4・5 )          非該当          未申請          申請中			

引き続き、裏面もご記入ください。

食事プラン	配食希望日を含む月～日曜日までの食事プランを、記号を使って全てご記入ください。										
	記号	： <u>                </u> 配食希望日     か：家族が用意     デ：デイサービス     へ：ヘルパーが用意 そ：その他(    )									
	<b>注意</b> ” ” 以外は配食対象外の日となります。										
		月	火	水	木	金	土	日	例	月	火
	昼								昼		デ
夕								夕	か	へ	
開始希望日	開始は、区役所が申請を受理してから5日以降です。						事業者				
	月            日 (       )		時間指定はできません。								
食事形状 ☑をしてください	ご飯 おかゆ おにぎり ペースト状		おかず きざみ食 ミキサー食 ムース状		特別食 カロリー調整食 たんぱく質調整食 やわらか食		ムース食 (                       )	希望者のみ☑してください。事業者により異なります。案内文を確認して下さい。			
特記事項											
介護支援事業者 (ケアマネージャー)	事業者名		担当者名								電話
申請受付 (                       高齢者支援総合センター ) 担当者氏名											

**配食みまもりサービス利用にあたっての確認事項**

- 本サービスは高齢者向けお弁当の配達をととして安否確認を行う事業です。
- 配食事業者がお弁当の配達と声かけによる利用者の安否確認を行います。(配達途中の生活援助や介護はできません。)
- 配食事業者については、利用者が選ぶことができますが、原則1か月1事業者です。(但し、配食事業者側の理由で1日1回のみの配達しかできない場合等は、この限りではありません。)また、配食事業者の変更は月単位となります。
- 配食みまもりサービス提供に際し、区が委託した配食事業者、高齢者支援総合センター並びに高齢者みまもり相談室へ本申請書に記載された個人情報を提供します。また、配達に際し、配送車の駐車許可申請が必要な場合、許可に必要な個人情報を所管の警察署に提出いたします。
- 相談及び安否確認のため、区役所職員、高齢者支援総合センター又は高齢者みまもり相談室の職員が適宜利用者宅を訪問する場合もあります。
- 利用者からの事前連絡がなく、以下の状況を確認した場合は、異常事態と判断し、登録された緊急連絡先への通報または、119番通報をします。  
 (1) 配達時に応答がなく、次回配達時に前回届けた弁当が手付かずで放置されていた場合  
 (2) 配達時、利用者が在宅で倒れていることを発見した場合、又は利用者の重大な異変が確認された場合
- 明らかな異常事態が認められ、区職員等による利用者宅への立入りが必要な場合は警察へ通報し、玄関ドア等を破壊開錠する場合があります。  
このことによって生じた住宅及び備品等破損の損害賠償について、区及び関係機関は、一切その責任を負えませのでご承知おきください。
- 事故・災害等の不測の事態により、サービスの提供ができなくなる場合があります。
- 配達に際し、配食事業者が利用者宅の鍵をお預かりすることは出来ません。
- 配食みまもりサービス利用登録後、おおむね6か月以上の利用が無い場合は、利用登録を抹消させていただきます。
- 利用者が配食事業者へ支払うべき利用者負担額の滞納が確認された場合は、配食みまもりサービスの提供が停止又は、廃止される場合があります。